

## 【健康診断について】

### (ア) 定期健康診断

法律で、学校に属する人は1年に1回定期健康診断を受けなければならぬと定められています。

毎年、年度始め実施される健康診断です。あらかじめ『①事前健康調査票』や『②心臓検診調査票』『③学校生活管理指導表』の記入をお願いしています。

①②は、在校生は3月中に渡します。新入生は入学前提出書類中にあります。記入もれのないように、お願いします。提出は在校生は3月の修了式まで、新入生は書類提出日までにお願いします。

※年度によって、提出方法が異なる場合があります。

※正当な理由で記入しない場合は、その旨を欄外に記してください。

その際、保護者の記名押印をお願いします。

③は、必要な人に保健室から用紙を渡します。春休み中に主治医受診をし記入してもらっておいてください。一学期始業式の日にHR担任に提出してください。文書料は保険適応になりましたが、学校からの補償はありません。ご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

※③の種類 … 『学校生活管理指導表(心臓または腎臓)』

『学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)』

“糖尿病患児の治療・緊急連絡先等の連絡表”

◎健康診断の前日は、入浴し、清潔な下着衣服で受けるようにしてください。

◎眼科検診では、目のまわりは清潔にしてください。何もつけていない状態で受けてください。矯正コンタクト・カラーコンタクトも付けないでください。

◎耳鼻科検診の前日に、耳掃除をしておいてください。

◎歯科検診直前に、歯みがきまたはブクブクうがいをしてください。

★学校医の項目で、学校で行われる健診日に受けられなかった人は、書類を渡します。各自アポイントをとり、急いで受けに行ってください。受診医療機関までの交通費は自費です。

★委託業者の検診項目(結核心臓)で、学校設定日に受けられなかった人は、指定された日に、委託業者の指定場所まで行って受けてもらいます。そこまでの交通費は自費です。

§ 健康診断の項目が全て完了したら、結果個人票を渡します。結果によって、治療を開始しなければならない場合があります。治療代は各自負担になります。

#### (イ) 臨時健康診断

主に、修学旅行前に臨時健康診断を実施します。

診察の2～3週間くらい前に、事前健康調査票を配布します。

記入もれのないように正確に書いてください。

提出し忘れのないようにお願いします。